

福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準新旧対照表
(案)

(改正部分は、下線部分である。)

旧					新				
第 1 条～第 1 1 条 (略)					第 1 条～第 1 1 条 (略)				
別表 (第 7 条、第 1 1 条関係)					別表 (第 7 条、第 1 1 条関係)				
区分	項	違反事項	関係条項	量定	区分	項	違反事項	関係条項	量定
条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 2 1 条第 1 号及び第 2 号	C	条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為	1	事業届出義務違反	条例第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 2 1 条第 1 号及び第 2 号	C
他の法令の規定に違反する行為	4	刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号) 第 1 7 4 条、第 1 7 5 条、 <u>第 1 8 2 条</u> 、第 1 8 5 条、第 1 8 6 条、第 2 2 4 条、第 2 2 5 条 (営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。)、第 2 2 6 条、第 2 2 6 条の 2 (第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。)、第 2 2 6 条の 3、第 2 2 7 条第 1 項 (同法第 2 2 4 条、第 2 2 5 条、第 2 2 6 条、第		A	他の法令の規定に違反する行為	4	刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号) 第 1 7 4 条、第 1 7 5 条、 <u>第 1 8 3 条</u> 、第 1 8 5 条、第 1 8 6 条、第 2 2 4 条、第 2 2 5 条 (営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。 <u>以下この項において同じ。</u>)、第 2 2 6 条、第 2 2 6 条の 2 (第 3 項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。 <u>以下この項において同じ。</u>)、第 2 2 6 条の 3、第 2 2 7 条第		A

	226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条から第226条の3まで又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
5	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条から第181条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		C
	17 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第24条の2(所		C
	1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。) 若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この項において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225条、第226条から第226条の3まで又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		
5	刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		C

	<u>持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）、又は第24条の7の罪に当たる違法な行為</u>					
<u>18</u>	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為		E	<u>17</u>	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	E
<u>19</u>	<u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）、又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、 <u>第30条の9</u> （譲渡に係る部分に限る。）、又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当		C	<u>18</u>	<u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）、又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、 <u>第30条の9第1項</u> （譲渡に係る部分に限る。）、又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）、に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪	C

	たる違法な行為				に当たる違法な行為			
	20 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		C		19 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		C	
	21 あへん法（昭和29年法律第71号）第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		C		20 あへん法（昭和29年法律第71号）第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		C	
	22 競馬法（昭和23年法律第158号）第30条第3号又は第31条第1号の罪に		E		21 競馬法（昭和23年法律第158号）第30条第3号又は第31条第1号の罪に		E	

	当たる違法な行為				当たる違法な行為		
<u>2 3</u>	自転車競技法（昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号）第 5 6 条第 2 号 又は第 5 7 条第 2 号 の罪に当たる違法な 行為		E		<u>2 2</u>	自転車競技法（昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号）第 5 6 条第 2 号 又は第 5 7 条第 2 号 の罪に当たる違法な 行為	E
<u>2 4</u>	小型自動車競走法（ 昭和 2 5 年法律第 2 0 8 号）第 6 1 条第 2 号又は第 6 2 条第 2 号の罪に当たる違 法な行為		E		<u>2 3</u>	小型自動車競走法（ 昭和 2 5 年法律第 2 0 8 号）第 6 1 条第 2 号又は第 6 2 条第 2 号の罪に当たる違 法な行為	E
<u>2 5</u>	モーターボート競走 法（昭和 2 6 年法律 第 2 4 2 号）第 6 5 条第 2 号又は第 6 6 条第 2 号の罪に当た る違法な行為		E		<u>2 4</u>	モーターボート競走 法（昭和 2 6 年法律 第 2 4 2 号）第 6 5 条第 2 号又は第 6 6 条第 2 号の罪に当た る違法な行為	E
<u>2 6</u>	スポーツ振興投票の 実施等に関する法律 （平成 1 0 年法律第 6 3 号）第 3 2 条又 は第 3 3 条第 2 号の 罪に当たる違法な行 為		E		<u>2 5</u>	スポーツ振興投票の 実施等に関する法律 （平成 1 0 年法律第 6 3 号）第 3 2 条又 は第 3 3 条第 2 号の 罪に当たる違法な行 為	E
<u>2 7</u>	福岡県迷惑行為防止 条例（昭和 3 9 年福 岡県条例第 6 8 号） 第 5 条第 3 項又は第 5 項の規定に違反す る行為		E		<u>2 6</u>	福岡県迷惑行為防止 条例（昭和 3 9 年福 岡県条例第 6 8 号） 第 5 条第 3 項又は第 5 項の規定に違反す る行為	E
<u>2 8</u>	福岡県迷惑行為防止 条例第 1 1 条第 4 項 （同条例第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又 は第 4 号から第 6 号 までに係る部分に限		B		<u>2 7</u>	福岡県迷惑行為防止 条例第 1 1 条第 4 項 （同条例第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又 は第 4 号から第 6 号 までに係る部分に限	B

	る。)の罪に当たる 違法な行為				る。)の罪に当たる 違法な行為		
	<u>29</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第4項 (同条例第5条第1 項第3号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		A		<u>28</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第4項 (同条例第5条第1 項第3号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		A
	<u>30</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第5項 (同条例第5条第1 項第1号、第4号又 は第6号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		C		<u>29</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第5項 (同条例第5条第1 項第1号、第4号又 は第6号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		C
	<u>31</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第5項 (同条例第5条第1 項第2号又は第5号 に係る部分に限る。)の罪に当たる違法 な行為		E		<u>30</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第5項 (同条例第5条第1 項第2号又は第5号 に係る部分に限る。)の罪に当たる違法 な行為		E
	<u>32</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第5項 (同条例第5条第1 項第3号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		A		<u>31</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第5項 (同条例第5条第1 項第3号に係る部分 に限る。)の罪に当 たる違法な行為		A
	<u>33</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第6項 又は第7項の罪に当 たる違法な行為		D		<u>32</u> 福岡県迷惑行為防止 条例第11条第6項 又は第7項の罪に当 たる違法な行為		D
	<u>34</u> 福岡県性風俗営業等 に係る不当な勧誘、 料金の取立て等の規 制に関する条例(平 成13年福岡県条例 第37号)第13条		C		<u>33</u> 福岡県性風俗営業等 に係る不当な勧誘、 料金の取立て等の規 制に関する条例(平 成13年福岡県条例 第37号)第13条		C

		第 2 項第 2 号の罪に 当たる違法な行為				第 2 項第 2 号の罪に 当たる違法な行為		
	3 5	福岡県暴力団排除条 例（平成 2 1 年福岡 県条例第 5 9 号）第 2 5 条第 1 項第 3 号 の罪に当たる違法な 行為		A		3 4	福岡県暴力団排除条 例（平成 2 1 年福岡 県条例第 5 9 号）第 2 5 条第 1 項第 3 号 の罪に当たる違法な 行為	A
備考（略）				備考（略）				